

子育て支援定期積金

す・く・す・く

2026年4月1日現在

商品名(愛称)	定期積金(スーパー積金) 子育て支援定期積金 す・く・す・く
---------	-----------------------------------

販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人 18歳以下のお子様を扶養するお客様(名義は扶養されているお子様でも可) 「健康保険証」、「住民票」等、お子様が確認できる書類をお持ちください
期間	・36ヵ月以上60ヵ月以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 募集期間	<ul style="list-style-type: none"> 自動振替扱い 10,000円以上 1,000円単位(乙種のみ) 2026年4月1日より2027年3月31日まで
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
給付補填金 (1) 利回り (2) 給付補填金の支払い方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約日現在の店頭表示年利回りを0.10%上乘せし満期日まで適用します 給付補填金(お受け取り利息)は満期日以後に一括して支払います(給付契約金に含めて支払います) 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します
税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の一律分離課税が源泉徴収されます(なお、マル優はご利用できません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
手数料	_____
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方は、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに1.0%上乘せした利率) 普通預金等からの自動振替による払込みができます

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います <ul style="list-style-type: none"> ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、解約日における普通預金利率を下限とします）
<p>金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の金利ボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金となります 預金保険によって元本1,000万円までとその利息（給付補填金を含む）が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません